厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療機関における「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」の配布について

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」に関する留意事項について」(令和2年2月7日健感発第0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、新型コロナウイルス感染症の感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨お知らせし、加えて、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について(依頼)」(令和2年2月17日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)において、国内外の発生状況等を踏まえた行政検査の対象者などの事項につきお知らせしたとおりですが、検査を受けた方に関しては、検査結果がでるまでは、感染しているかがわからない状態であることから、今般検査後の患者の扱いに対して別添の「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」をとりまとめました。

貴職におかれましては、管内医療機関において「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」を配布するよう周知をお願いいたします。

【問い合わせ】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部(技術総括班)

担当:竹下、上戸

電話番号:03-5253-1111 (内線:8045)

新型コロナウイルスの検査を受けた方へ

本日、検査を受けた方は医師が新型コロナウイルス感染症の可能性があると判断した方です。検査結果がでるまでは、感染しているかがわからない状態であり、以下の点についてご注意ください。

- ●公共交通機関は避けて、自宅で過ごしてください。
- ・検査結果が出るまでは、感染していることを前提に公共交通機関を避けて、自宅に戻って いただき、結果がでるまで自宅で過ごしてください。
- ●一般的な衛生対策を徹底してください。
- ・石けんやアルコール消毒液を用いて手洗いをしてください。
- ・咳エチケット(マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスクの着用等)を守ってください。
- ●健康状態を毎日確認してください。
- ・毎日、体温測定を行い、発熱 (37.5℃以上) の有無を確認してください。
- ●体調が悪くなったときには、当院へ連絡をしてください。
- ・検査結果がでるまでに、症状がひどくなった際には。当院に電話で連絡し、すでに新型コロナウイルスの検査を受けたことをお伝えください。